平成２８年（フ）第１２０号
徳島県徳島市八万町中津山２番地の62、旧住所徳島県徳島市住吉６丁目４番８号
破産者　前川　秀夫
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０２号
神奈川県小田原市西大友284番地18
破産者　株式会社清水商事
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第９３６号
名古屋市中区大須１丁目34番23号
破産者　有限会社碧
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８１２号
大阪市中央区道修町２丁目３番16号プラデス北浜５階
破産者　株式会社クラミツ
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７９５号
大阪府箕面市今宮３丁目10番26号
破産者　株式会社ヤマイチ
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９３６号
大阪府池田市栄町２番１号
破産者　株式会社花の店フラワーズクラブ
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５８５号
神戸市中央区東町123番地１
破産者　神戸コルク株式会社
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４７号
鹿児島県南九州市頴娃町別府6801番地
破産者　有限会社大迫養鶏場
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第２１５号
東京都国分寺市内藤１丁目25番地１カサヴェールＴ＆ＭＹ　Ｃ
破産者　鈴木　良夫
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５８９号
東京都東村山市萩山町２丁目８番地１ライオンズマンション萩山第２　405
破産者　金井　秀之
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０８号
滋賀県甲賀市土山町前野138番地
破産者　白川製材有限会社
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第９５号
相模原市中央区上矢部５―12―43、住民票上の住所東京都町田市南町田１丁目34番20号
破産者　齋藤　　豊
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３１号
新潟県新発田市舟入町２丁目３番７号
破産者　栗山　　茂
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第１３６号
静岡県榛原郡吉田町川尻3583―114、住民票上の住所静岡県榛原郡吉田町片岡2106番地の２
破産者　河野　基之
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９０号
静岡県焼津市坂本411番地の４
破産者　大石　健司
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９５２号
横浜市港北区箕輪町２丁目15番30―405号、開始決定時の住所横浜市中区本牧三之谷46番11号
破産者　國崎　幹教
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１９９号
横浜市港北区菊名２丁目11番７号
破産者　江嵜　　剛
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８号
新潟県長岡市小国町法坂678番地１
破産者　板屋　　剛
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係